



2022年11月2日

各位

会社名 アジャイルメディア・ネットワーク株式会社
代表者名 代表取締役社長 荒木 哲也
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 管理部 部長 寺本 直樹
(TEL 03-6435-7130 (代表))

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に対する答弁書提出のお知らせ

当社は、2022年6月23日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ」にて開示のとおり、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する8,425万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。

当社は当該勧告に対して、下記の経緯・内容にて第1回の答弁書を提出しており、これに対して証券取引等監視委員会指定職員から、課徴金額の勧告を6,925万円に訂正する旨の準備書面が提出されておりました。2022年10月28日に、当社は当該準備書面の内容を受け入れ、当社の第2回目の答弁書を下記の通り提出しましたので、お知らせ致します。

記

1. 今回の答弁書提出に至る経緯

当社は、頭書の勧告を受け、課徴金に関する事実及び納付すべき課徴金の額につき精査し、2022年7月15日付で、課徴金に係る事実の有無については争わないが、課徴金の額については、証券取引等監視委員会の主張する課徴金の計算の基礎に照らすと、課徴金の額は6,925万円とすることが相当である旨の第1回目の答弁書を提出いたしました。

これを受け、2022年7月29日付で、金融庁審判官より証券取引等監視委員会指定職員に対し、各課徴金額の算出根拠を明らかにするよう求める釈明処置書が発せられ、2022年9月30日付で、同指定職員より準備書面が提出されました。

当該準備書面においては、課徴金額の算定方法に対する当社主張が認められ、課徴金額は当社主張の通り6,925万円が相当である旨が述べられていることから、当社は、当該準備書面の内容を受け入れ、2022年10月28日に、課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の第2回目の答弁書を金融庁審判官に提出致しました。

2. 今後の見通し

今後当社は、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、課徴金を国庫に納付いたします。

なお、当社は2022年12月期第2四半期の連結会計期間において、過年度における不適切な会計処理等の訂正に関連する第三者委員会調査費用、訂正報告書等作成支援費用、訂正監査費用の支払及び法令・開示規則・契約違反に伴う損失の発生に備えるため「訂正関連損失引当金」を計上しており、本件勧告の課徴金額についても8,425万円の引当をしておりました。本件により、2022年12月期の連結決算において、「訂正関連損失引当金」にて見込んでいた8,425万円から課徴金額として見込まれる6,925万円を控除した1,500万円を特別損失から減額する見込みです。また、左記金額の影響については、2022年10月27日付「業績予想の修正に関するお知らせ」にて、お知らせしておりました業績予想には含まれておりません。

今後、実際の金額について重要な乖離が生じたと認識した場合には、その内容及び今後の業績への影響について速やかにお知らせいたします。また、2022年12月期の業績予想への影響につきましては現在精査中であり、確定後速やかにお知らせいたします。

以上